



人権の花運動 花の贈呈式を 実施しました！

6月7日(水)に『人権の花の運動』の花の贈呈式を行いました。

人権の花運動とは、ちづ保育園の園児がお互いに協力して花を育てることを通じて、協力、感謝することの大切さを生きた教育として学び、生命の大切さを実感する中で、豊かな心を育み、優しさと思いやりの心を育てることを目的として行われています。

贈呈式では、人権擁護委員の人から、園児代表に人権の花が贈られ、協力して大切に育てていきます。



困ったら 一人で悩まず 行政相談

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国など役所の仕事や暮らしの不便について、「こんなことで困っている」、「相談先や制度が分からない」などの相談にお答えします。

【8月の行政相談日】

【日時】 8月3日(木)

午前9時30分～11時30分

【会場】 ちえの森ちづ図書館

智頭町の相談員は

安住 博幸さんです。

【問合せ先】 役場総務課

☎75-4111



特設人権相談について

【日時】

8月1日(火)

午前9時～11時30分

【会場】

智頭町総合センター

【相談内容】

人権問題全般(相談無料)

*原則、毎月第一火曜日に開設しています。

【問合せ先】 役場総務課

☎75-4111

智頭町有林野に関する条例の改正について

町の大切な財産である約500ヘクタールの町有林の維持管理等について定める条例を、昭和31年に制定していましたが、条例制定以降、木材価格の低迷や、「森林経営計画制度」の導入をはじめとする林野行政の制度改正など、町有林を巡る社会情勢は大きく様変わりしています。

これらに対応し、現在の町有林の活用方法や現行の制度に即した条例とするため、令和5年智頭町議会第一回定例会において、条例を全面的に改正し、本年4月1日から施行しました。今後は改正後の条例に基づき、町有林の適正な維持管理や活用につなげてまいります。

問合せ先 役場山村再生課 ☎75-3117